

第3章 計画の基本目標と施策体系

I 2025年・2040年の摂津市の高齢者を取り巻く姿

(1) 高齢者人口の将来推計

本市における将来の総人口は、令和3（2021）年の86,856人から第8期計画中の令和5（2023）年には87,179人と323人増加する見込みです。団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には87,342人と486人増加する見込みです。一方、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には84,927人と1,929人減少する見込みです。高齢者人口は令和14（2032）年までは横ばい状態から微減傾向にありますが、令和22（2040）年にかけては増加していく見込みです。

高齢者人口の内訳で見ると、前期高齢者は令和10（2028）年まで減少し、その後増加となる見込みですが、後期高齢者は令和9（2027）年まで増加し、その後減少に転じる見込みです。

高齢化率は、令和14（2032）年まで緩やかに減少しますが、令和22（2040）年にかけては増加し、28.2%となる見込みです。

【人口の将来推計】

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
年少人口（0～14歳）	11,064人	10,974人	10,891人	10,741人	9,929人
生産年齢人口（15～64歳）	53,500人	53,771人	54,031人	54,432人	51,012人
高齢者人口（65歳以上）	22,292人	22,292人	22,257人	22,169人	23,986人
総人口	86,856人	87,037人	87,179人	87,342人	84,927人

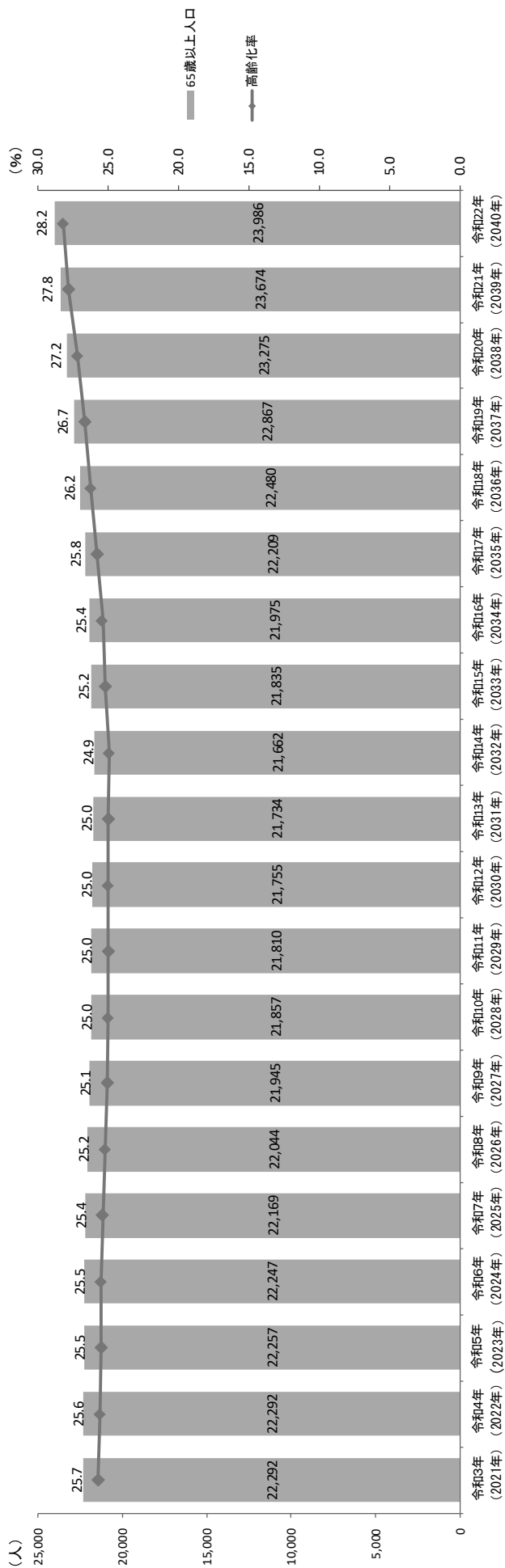
平成28年～令和2年（各年3月末）の住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計

【高齢者人口の将来推計】

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
65歳以上人口	22,292人	22,292人	22,257人	22,169人	23,986人
前期高齢者	10,980人	10,544人	9,795人	8,579人	12,518人
65～69歳	4,549人	4,262人	4,074人	3,949人	7,195人
70～74歳	6,431人	6,282人	5,721人	4,630人	5,323人
後期高齢者	11,312人	11,748人	12,462人	13,590人	11,468人
75～79歳	5,036人	4,936人	5,193人	5,625人	3,684人
80～84歳	3,538人	3,891人	4,151人	4,505人	2,873人
85歳以上	2,738人	2,921人	3,118人	3,460人	4,911人
高齢化率	25.7%	25.6%	25.5%	25.4%	28.2%

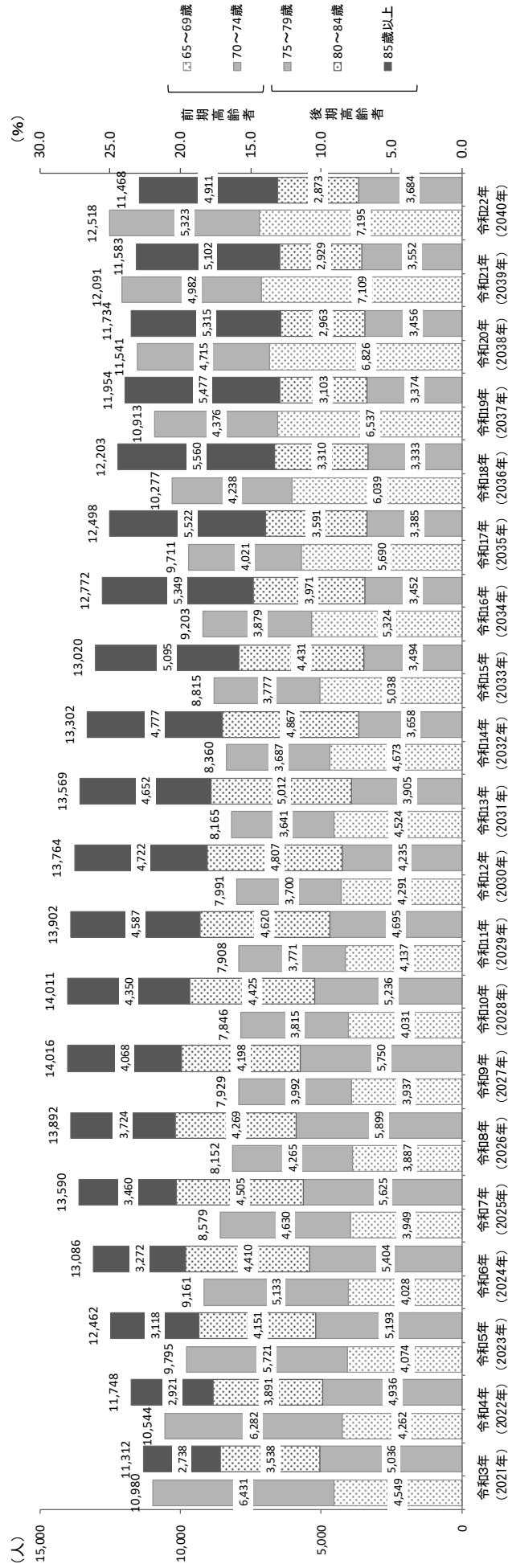
平成28年～令和2年（各年3月末）の住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計

【高齢者人口の将来推計】



平成 28 年～令和 2 年 (各年 3 月末) の住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計

【前期高齢者人口と後期高齢者人口の将来推計】



平成28年～令和2年（各年3月末）の住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計

(2) 2025年・2040年の社会予測

令和7(2025)年には、団塊の世代が全て後期高齢者(75歳以上)となり、また、令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が前期高齢者(65歳~74歳)を迎えることから、下記のような社会となることが予測されます。

本市においても、令和22(2040)年に向けて高齢者人口が増加していくなかで、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じた、住まい・医療・介護・保健・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに深化していくことが求められています。また、地域包括ケアシステムの一層の推進にあたっては、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要となっています。

図表 令和7(2025)年、令和22(2040)年の姿

○人口は2040年に向けて減少傾向へ

(本市の人口は、令和7(2025)年には87,342人と令和3(2021)年より486人増加する一方で、令和22(2040)年には84,927人と1,929人減少する)

○2025年に団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる

(令和7(2025)年には後期高齢者は13,590人となり、前期高齢者の8,579人と比べて5,011人多くなる)

○2040年に団塊ジュニア世代が前期高齢者(65歳~74歳)になる

(令和22(2040)年には前期高齢者は12,518人となり、後期高齢者の11,468人と比べて1,050人多くなる)

2 基本理念

本計画は、第7期の「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の後継計画として位置づけられるものであり、長期的な目標像である基本理念は、これを引き継ぐ必要があります。前期計画では、基本理念「いつまでも元気に暮らせるつながりのまち・せつつ」と定めていました。本計画においては、より高齢化が進展することをふまえ、誰もが安心して暮らし続けられる社会の構築を基本理念とする「地域共生社会」の実現をめざし、下記のように設定します。

『第8期せつつ高齢者かがやきプラン』

みんなで支え合い、安心して暮らし続けられる

つながりのまち

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- すべての高齢者の人権を尊重し、一人ひとりが住み慣れたまちで自分らしく健やかに暮らせるように、高齢者を支える地域包括ケアシステムを深化・推進し、住民がお互いに支え合って暮らし続けられるまちを目指し、基本理念を「みんなで支え合い、安心して暮らし続けられる つながりのまち」とします。

3 基本目標

(1) いつまでも健康で、生きがいをもって暮らせるまちづくり

介護の必要な高齢者に介護保険サービスなどを提供するという視点だけではなく、介護が必要になる前の元気な状況を維持する取組を継続します。また、介護が必要になってもリハビリテーションの機会などを充実させて、さらなる心身の虚弱化を防ぎ、できるかぎり長く自立して暮らせるように支援します。

そのためには、精神的に元気でいられるように、趣味や生きがいづくりを応援し、多様な社会参加の場を構築するとともに、身体的に元気でいられるように、健康診査の実施や、生活習慣病・疾病に関する情報提供などを推進することにより、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

(2) 住み慣れた地域で、安心して生活ができるまちづくり

高齢者が地域で暮らし続けることを望んでいても、病気になったり、介護が必要な状況になったりして、それまでの生活を続けていくことが難しくなることがあります。また、老化にともない、老々介護など、家族の負担が増えたり、日常の暮らしが困難になったりすることもあります。

高齢になっても日常生活が続けられるよう、ひとり暮らし高齢者への見守り体制の構築及び生活支援サービスの充実に努めます。また、介護の負担から家族の仕事に影響の出ることのないように啓発を行うとともに、高齢者が虐待や犯罪の被害にあわないよう、高齢者の権利擁護*に取り組みます。

さらに、災害発生や感染症拡大に対する支援体制の構築などを地域住民と協働して取り組むことにより、高齢者をはじめ、すべての地域住民がお互いにできることを支援し合える、つながりのあるまちづくりを目指します。

(3) 地域包括ケア体制が確立しているまちづくり

地域包括ケア体制とは、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、住まい・医療・介護・保健・介護予防・生活支援などのさまざまなサービスを、地域全体で提供し合う社会システムです。

そのようなさまざまなサービスを包括的に提供するために、第7期計画期間までに、地域での相談窓口となる地域包括支援センターと、地域のさまざまなサービス提供団体・機関のネットワークとなる地域ケア会議*を設けて、地域包括ケア体制の構築に取

り組んできました。第8期計画においては、地域包括ケア体制をさらに充実・深化させることを目的として、地域包括支援センターの役割や利用方法を地域の人たちにさらに周知し、地域包括支援センターが適切に運営されているかの評価の充実を図ります。

また、病気で介護も必要な高齢者への医療と介護の連携した提供体制などの構築に努めるとともに、多様化する高齢者のニーズに対応できるよう、多様な担い手を発掘・支援し、必要に応じたサービス提供体制の構築を進めます。

さらに、安心して暮らすためには住まいの確保が欠かせないことから、居住支援の取組を進めます。

(4) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

高齢化社会が進むにつれて、認知症になる高齢者も増えていくと予想されます。認知症の人への支援はもちろん、認知症の人を介護する家族への支援も求められます。

認知症に関する正しい情報提供に努め、予防や早期発見、早期対応を進めるとともに、認知症を軽視しないが過度に恐れることもなく、認知症の人と地域とともに暮らしていくという社会の意識を育てていきます。そのため、認知症支援ボランティア活動グループや認知症サポーター*が認知症の人や介護する家族の支援ニーズを結びつける仕組みづくりを担う「チームオレンジコーディネーター*」を配置し、「チームオレンジ*」を整備することを検討していきます。

また、家族などの負担を軽くするために、介護を休んで、同じように介護している人たちと情報を交換できるような、居場所づくりに取り組みます。

(5) 介護が必要になっても暮らせるまちづくり

高齢者が、介護保険サービスなどの多様なサービスを、必要なときに利用することができるように、介護保険制度や本市で提供されているサービスに関する情報の提供に努めます。また、提供するサービスの質を高めるために、要介護認定や介護給付を適正に実施するように運営状況の評価を行い、介護サービス事業者への指導や情報提供も継続していきます。

また、限られた資源を有効に活用して、将来の高齢者にもサービスを提供し続けられるよう、福祉や介護に関わる人材を確保するため、さまざまな担い手に、最も適した分野で活躍してもらえるように支援するとともに情報提供に取り組みます。

4 施策体系

基本理念	基本目標	基本的な施策の方向
<p>みんなで支え合い、安心して暮らし続けられるつながりのまち</p>	<p>1. いつまでも健康で、生きがいをもって暮らせるまちづくり 【介護予防と健康づくり】</p>	<p>1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2) 生きがいづくりや社会参加の支援 3) 健康づくり・疾病予防の充実</p>
	<p>2. 住み慣れた地域で、安心して生活ができるまちづくり 【在宅生活・日常生活の支援】</p>	<p>1) ひとり暮らし高齢者等への支援 2) 生活支援サービスの充実 3) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進 4) 家族介護者への支援 5) 高齢者の権利擁護の浸透 6) 災害や感染症対策に係る体制整備</p>
	<p>3. 地域包括ケア体制が確立しているまちづくり 【地域包括ケア体制の整備】</p>	<p>1) 地域包括支援センターの充実 2) 地域ケア会議の推進とあり方の検討 3) 在宅医療・介護連携の推進 4) 生活支援体制整備の推進 5) 住まいに関する支援</p>
	<p>4. 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり 【認知症施策の充実】</p>	<p>1) 認知症の人との共生 2) 認知症の予防・早期対応 3) 認知症の人や家族への支援</p>
	<p>5. 介護が必要になっても暮らせるまちづくり 【介護サービスの充実】</p>	<p>1) 介護保険制度の適正・円滑な運営 2) 介護保険サービスの質の向上 3) 利用者への支援 4) 介護人材の確保・資質向上</p>

5 重点施策

介護保険制度改正を見据え、本計画期間において、基本目標の推進のため、重点的に取り組むべき課題を「重点施策」として位置づけます。

高齢者が住み慣れたまちで自分らしく健やかに暮らしていけるように、次の4つを重点的に推進します。

(1) 介護予防と健康づくり

いつまでも介護が必要にならないよう、また介護が必要になっても、重度化しないよう、介護予防と健康づくりに取り組みます。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

「地域包括ケアシステム」の中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者や家族を支える体制を整備します。

(3) 在宅生活と医療介護連携の推進

高齢者が住み慣れたまちで人生の最期まで暮らせるよう、日常生活の支援に取り組みます。

(4) 「共生」と「予防」による認知症施策の充実

認知症予防や初期の段階での対応、また認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

6 日常生活圏域の設定

国の考え方による「日常生活圏域」とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備状況その他の条件を総合的に勘案して市町村ごとに定めることとされており、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される中学校区を基本とした日常生活圏域を単位として、地域包括ケアシステムを構築することが想定されています。

本市では、第3期計画から、これらの諸条件をもとに検討した結果、市の中心部を流れる安威川を境に、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域を設定してきました。第8期計画でも、この2つの圏域を日常生活圏域としますが、2025年の本市の姿を見据えて、市民へのさらなるサービス提供の利便性を考慮し、第9期計画に向けて、第8期計画期間中に圏域の見直しを含めた検討を行います。

また、第8期計画において、引き続き、サービス基盤の整備や充実を図ります。



■摂津市の日常生活圏域の状況

日常生活圏域	安威川以北圏域		安威川以南圏域			合計
	第一中学校	第三中学校	第二中学校	第四中学校	第五中学校	
中学校区						
人口	24,833	20,889	16,697	14,900	9,529	86,848
65歳以上人口	5,872	5,036	4,176	4,202	3,013	22,299
75歳以上人口	3,145	2,563	1,965	2,198	1,432	11,303
高齢化率（65歳以上）	23.6%	24.1%	25.0%	28.2%	31.6%	25.7%
後期高齢化率（75歳以上）	12.7%	12.3%	11.8%	14.8%	15.0%	13.0%
世帯	11,742	10,596	7,877	7,190	4,489	41,894
65歳以上独居世帯	1,909	1,732	1,138	1,288	846	6,913
75歳以上独居世帯	1,247	1,041	642	798	511	4,239
居宅介護支援事業所	4	9	2	2	4	21
訪問介護事業所	8	6	4	3	7	28
通所介護事業所	5	3	2	3	4	17
定期巡回随時対応型訪問介護事業所				1		1
認知症対応型通所介護事業所		3			1	4
特定施設入居者生活介護事業所					1	1
認知症対応型共同生活介護事業所 （認知症高齢者グループホーム）		2	1			3
小規模多機能型居宅介護事業所					1	1
地域密着型介護老人福祉施設 （小規模特別養護老人ホーム）					1	1
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）		1	1		2	4
介護老人保健施設	1			1		2
介護療養型医療施設*						0
軽費老人ホーム（ケアハウス）		1				1
養護老人ホーム					1	1
住宅型有料老人ホーム	2		1	2	1	6
サービス付き高齢者向け住宅*		1	1	4	3	9

資料：住民基本台帳等（令和2年9月末）

※「住宅型有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」については、介護保険法では居宅の位置づけとなっています。